

●香川県告示第412号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成19年8月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 取消年月日
平成19年7月27日
- 2 住所
観音寺市大野原町丸井1301
- 3 氏名
二宮 富子
- 4 売りさばき場所
観音寺市大野原町丸井1301